

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を継続的に高めていくために、「企業経営の透明性・健全性の向上」・「意思決定の迅速化」を重視し、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を確立していきたいと考えております。そのため当社は、経営上の意思決定、コンプライアンスの遵守状況、業務執行及び監督に係る経営管理状況、リスクの発生原因となる情報や状況の変化等の情報を共有化し、迅速かつ適正な経営体制を構築してまいります。また、取締役会の活性化及び監査等委員会の採用により、経営監視機能をさらに強化し、取締役会及び監査等委員会の株主に対するアカウンタビリティを確保します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	16,700,000	56.79
北部通信工業株式会社	2,216,000	7.54
シグマトロン株式会社	1,343,000	4.57
日本証券金融株式会社	895,000	3.04
三木敬也	636,000	2.16
アイレックス役員持株会	413,000	1.40
日本コンベヤ株式会社	200,000	0.68
株式会社SBI証券	172,000	0.58
アイレックス社員持株会	159,461	0.54
コムシス株式会社	153,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	TCSホールディングス株式会社 (非上場)
--------	-----------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

グループ各社との取引条件については、一般的な取引実勢に基づき、交渉の上決定しておりますので、少数株主の利益を害することはないと考えておりますが、今後も一般取引先との取引金額との比較を実施する等により、取引の妥当性を確認いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

1. 当社定款に定めのある事項

(1) 種類株式の発行

当社は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金及び残余財産の支払順位を定め、株主総会における議決権を有しないA種優先株式を発行しております。当該株式は取得条項株式、金銭を対価とする取得請求株式及び普通株式を対価とする取得請求株式です。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(4) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(5) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(6) 非業務執行取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低限度額とする旨を定款に定めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤重朗	他の会社の出身者													
福田純一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤重朗			佐藤重朗氏は、株式会社セコニックホールディングスの執行役員であります。同氏は当社と大株主を同一とする株式会社セコニックホールディングスに在籍しておりますが、その他の人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。	佐藤重朗氏は、上場企業で現在も直接経営に関与されており、また財務の幅広い見識を有しております。また、取締役の業務執行について適法性と妥当性に関する厳正な監査・監督を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
福田純一				福田純一氏は、知的財産等において弁護士として豊富な経験と深い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、今般監査等委員である取締役の変更に伴い、監査等委員の職務の執行の実行性を図るため、総務領域の経験者を使用人としてあてます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任1名及び必要に応じて他部門から内部監査担当者を選任して監査を実施しております。社長が承認した年間計画に基づき、組織体制の整備状況及び業務の執行状況を評価し、改善策を社長に直接提案することにより、経営に寄与することを目的とした活動をしております。

また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況及び運用状況の評価を行っております。

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適時意見交換等を行い、監査情報および問題点を共有しながら、監査・監督の実行性を高めることとしております。監査等委員会は、監査等委員会規程を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築し、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に従った監査を実施いたします。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、社内での各種会議(経営会議等)への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、各取締役の業務執行状況を監視できるようにしております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して監査を受けております。会計監査人は、監査等委員会と必要な情報交換や意見交換を行い、連携して会計監査を実施し、監査終了時には、監査結果を監査等委員会に報告する体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社事業環境から判断し実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において取締役を支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、平成27年6月23日に開催された定時株主総会で承認された限度額の範囲内で決定し、その具体的金額を取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、必要な案件につきましては、取締役に対して、事前資料の配布及び事前説明を心がけております。また、業務執行状況に関する情報提供を行うことで、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役8名で構成されております(有価証券報告書提出日現在)。取締役会では、代表取締役社長が議長となり、毎月定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び意思決定を行うとともに、業務執行状況の報告を行うなど、迅速に経営判断ができる体制をとっております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります(有価証券報告書提出日現在)。監査等委員会は、毎月定期的で開催され、取締役の業務執行の監査等について議論をしております。監査等委員である取締役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見具申を行うほか、独立した立場で取締役の業務執行を監督し、職務の適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。

また、迅速且つ的確に経営状態や業務執行状況を把握し、懸案事項が発生した場合には、早期解決等を行うため、業務を執行する担当取締役、監査等委員である取締役、管理役職者からなる「経営会議」及び「営業会議」を毎月定例で開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況報告、業務執行における重要課題を審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月23日開催の第73回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社が監査等委員会設置会社へ移行した主たる理由は、JASDAQ上場会社としての企業価値を高めるためには、企業倫理の重要性と経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に深く関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。さらに、コーポレート・ガバナンスの一層の実効性を確保するとともに、すべてのステークホルダーに対して必要な情報開示を行うことで、公正で透明性の高い経営を実現することができるようになります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示に合わせてホームページ (http://www.airex.co.jp) にも適宜掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを専門とした部署はありませんが、管理本部長管轄において時宜に適して、企業活動の報告や重要情報を開示、広報しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等の内容を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成30年7月25日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定することを決議いたしました。これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえたもので、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「アイレックス行動規範」に基づき、法令遵守を企業活動の前提とすることを基本とする。
- (2) 当社は、「コンプライアンス委員会」「稟議制度」「内部監査」「法律顧問による助言」等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役会及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するとともに、社内研修等において、コンプライアンスの精神及びルールの徹底を図る。
- (3) 当社自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報窓口」を設置しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「財務報告における内部統制基本方針」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、警察等関連機関と連携して毅然と対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、「文書保存管理規程」等を制定し、会社の重要情報の適正保全等の観点から、法令に準拠した情報管理の基準と手続等を定め、職務執行に係る情報を文書等に記録し保存する。取締役及び監査等委員は、随時、これらの文書を閲覧できる。
 - (2) 当社は、情報セキュリティ体制を構築し、「ISO27001」の認証基準における要求事項に適合する当社の情報管理体制の整備・改善を推進する。
- これらの施策を実行することにより、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存及び管理の体制を確保する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、情報管理の不備による信用喪失等の危険を防止するための、前項の通り情報管理体制の整備を推進する。
- (2) 当社は、経理・財務関連のリスクについては、会計ルールの徹底に基づく管理を基本としつつ、経理の適正を確保する。また、「経理規程」「原価管理規程」「予算管理規程」「与信管理規程」等を制定し、投融資先の業績及び財務状況等に関する定期的な評価を行なうなど、投融資リスクの最小化に努める。
- (3) 当社は、重大なリスク事案への不適切な対応による社会的信用の失墜及び企業価値の多大なる毀損を未然に防止すべく、「危機管理規程」を制定し、対象となるリスク事案及びリスク対応体制を明確化することにより、リスク事案発生時の迅速かつ適切な対応を強化する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的(原則月1回)又は必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の状況の監督を行う。
- (2) 当社は、取締役会の意思決定を補佐するため、当社の取締役(社外取締役を除く)を中心に構成する「経営会議」を設置し、予算、中期計画、組織及び投融資案件等について事前審議を行い、その結果を踏まえ取締役会に議案の上げを行う。
- (3) 当社は、経営幹部が出席する「経営会議」を設置し、業績に係る報告・意見交換を行うことにより、随時、利益計画等の進捗状況を把握・管理する。
- (4) 当社は、取締役会決議により、職務の執行を行う役員の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図る。

5. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 当社は、当社の監査等委員に対する報告に係る当社の取締役及び使用人の義務及び仕組み等について定めるため、「監査等委員会規程」を制定する。
- (2) 当社は、取締役会の他、その他重要会議体への監査等委員の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を取締役又は使用人により当社の監査等委員へ定期的に報告する。
- (3) 当社において、違法行為や多額の損失等の重大事態が発生した場合は、当該案件を担当する当社の取締役又は使用人より速やかに当社の監査等委員に報告を行う。
- (4) 当社は、内部監査部門が実施した監査結果を定期的に当社の監査等委員に報告する。

6. 当社の監査等委員に報告を行ったものが当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員に対して報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行ってはならない旨を「内部通報規程」に定める。

7. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の業務を補佐する使用人を設置しており、監査等委員の指揮命令により職務を遂行し、その人事、評価等については監査等委員の同意に基づき実施する。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査等委員が、職務の執行について会社法第399条の2の規定に基づく費用の前払等の請求を当社に行なった場合は、審議の上、当該請求に係る費用または債務が必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応えるものとする。

9. その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営状況に関する情報の共有化を図る。
- (2) 監査等委員より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合、当社の取締役及び使用人は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、法的対応も含め全社をあげて毅然とした態度で対応します。当社は、ビジネスパートナーとの取引基本契約に「反社会的勢力の排除」に関しての条文を追加しました。また、新規取引開始時に反社会的勢力ではないことの表明確約書の提出を求めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下の通りです。

発生事実:

当社各部門(各社員)は発生した事実を速やかに情報開示担当部署に報告し、情報開示担当者は、当該報告を適時開示規則に基づき、当該情報の開示の要否を判断し、管理本部長へ報告します。

管理本部長は開示の要否の報告を社長にあげ、社長は、管理本部長に開示指示し、その後開示担当部署は管理本部長の指示のもと、適時開示を行います。

なお、発生事実については、投資家をはじめとしたステークホルダーに早急に開示する必要があるため、下記決定事実及び決算情報と異なる手続きとなっております。

決定事実:

開示担当部署が取締役会へ付議すべき議案として、決定事実を管理本部長へ報告し、管理本部長は会計原則、法律及び規則等を確認の上、社長へ報告します。

社長は取締役会を招集し、議案として付議し、取締役会へ承認を求め、承認後当該内容を情報取扱責任者である管理本部長へ開示指示し、情報開示担当部署は情報開示を行います。

決算情報:

経理部長は、決算書及び決算短信(期中において大幅な変動を起こす要因が発生した場合の業績予想修正案を含む)を作成し、管理本部長を経由して社長に報告します。

社長は、取締役会を招集し、取締役会に付議し、承認を求めます。承認を得た後、情報取扱責任者である管理本部長は情報開示担当部署に開示指示し、情報開示担当部署は情報開示を行います。なお、経理部長は、決算書、決算短信及び業績予想修正案については、監査等委員会及び監査法人の監査を受けます。

情報開示の業務フロー

